

## 第7期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成24年9月5日(水)午前10時から11時55分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、柴崎委員、廣田委員、中里委員、太巻委員、浅見委員、鮎谷委員、荻本委員、加賀美委員、小室委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、西川委員、松島委員、小泉委員、吉田委員、菊地委員、有馬委員、松村委員、こうらい委員、池田顧問、情報公開課長、情報政策課長、地域振興課長
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料  
 諮問  
 (1)【諮問第3号】地域活動支援拠点に関する業務に係る外部委託について  
 (地域振興課) 資料1  
 (2)【諮問第4号】地域活動支援拠点に関する業務に係る電子計算組織の結合について  
 (地域振興課) 資料2  
 報告  
 (1) 公文書公開請求における電子メールおよび電子メールに添付されたファイルの取扱い  
 について(案) (情報公開課) 資料3  
 その他
- 6 発言内容  
 (会長) 只今から第7期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。本日は諮問2件、報告1件となっています。諮問の3号、4号は関連しますので、一括での審議をお願いします。事務局から何かありますか。  
 (情報公開課長) 出席予定の総務部長ですが、急遽別の会議が入り欠席となります。  
 (会長) 分かりました。それでは地域振興課から説明をお願いします。  
 (地域振興課長) 地域活動支援拠点に関する業務に係る外部委託について 資料1、資料2に基づき説明  
 (会長) 資料1と2のご説明をいただきました。資料1は委託、資料2は結合となります。ご質問、ご意見等がありましたらどうぞ。  
 (委員) 震災以降、人と人とのつながりはすごく大事だと思うので、こういう活動はいいなと思います。昔の映画を見ると、隣の家から、給料が出たら返すと言ってお醤油を借りる、そのことで給料日がいつなのか分かってしまう、そういう繋がりがありました。今の時代は、そういうような情報は入りづらくなっていると思います。仕事の上で守秘義務があれば、それを守るといのが分かると思いますけれども、地域のこういうような繋がりの中で、とても深いことを知ってしまうことがあると思います。それを何の気なしに言ってしまう、トラブルになってしまうのを、いままでに何回も遭遇しました。こういうような関わ

りを持てば持つほど、そういうトラブルが起こり得ると思います。ですから、機会云々の前に、地域のリーダーとか協力員とか、そういう方々に対する個人情報保護についての啓蒙活動を今後どのようになさる予定なのか教えていただきたいと思います。

(地域振興課長)

今回の「地域情報ホームページ」は、基本的には情報発信ツールと考えています。個人情報の取扱い、例えば町会名簿の取扱い等は、個人情報保護の観点から極めて重大なものです。まだ、そういった認識が欠けている部分もあるようですが、それらについては、17の支部を持つ町会連合会があり、そういった場で個人情報保護の重要性とか、取扱い上の注意事項とかについては、折に触れてお話をさせていただいているところです。今後の課題として、先ほど醤油の貸し借りの話がありましたが、まず、我々がここで目指すものは、基本的な繋がりということで、近所の人が外で会ったらとりあえず挨拶ができるような関係、例えば、避難拠点に行ったときに、深くは知らないけれども顔を見知った人がいるという事が地域の力になるのではないかという発想ですので、あとは一人ひとりの気持ちの問題なのではないかと思っています。

(委員)

それはよく分かるのですが、話を聞いて欲しいという方もいて、お互い善意でやっていることなので、嘘ではなくてもポツと言ってしまったたり、聞いたことがあまりにも重すぎて自分でどうしたらよいか分からなくなってしまったり、挨拶ができる程度の関係だったら構わないと思うのですけれども、他人と話す時間も無くて、ちょっと会ってそういう関係ができれば、いろんなことを聞いてもらいたいなという場合も出てくると思うんですね。そういうことがあり得る以上は、個人情報の保護についての説明というような難しいことを言うのではなくて、例を出しながら「こういうことを聞いたときは」というように、善意でやってくださる方は高齢の方が多いと思うので、分かり易く説明していただくとよいと思います。

(地域振興課長)

おっしゃることはよく分かります。このことは近隣関係だけではなく、高齢者の見守りだったり、子どものいじめの問題だったりもしますので、基本的には全庁的な取り組みが必要であると認識しています。今後、鋭意、取り組んでまいりたいと思います。

(情報公開課長)

委員がおっしゃったのは、町会の方だけではなく民生委員だったり地域でボランティアをされている方々が念頭にあるかと思いますが、そういった方々に対しては、情報公開課としても、「個人情報を守りましょう、でも、こういうことはやらないと活動できませんよね」というようなことで、簡単な入り口のところは折に触れ、リーフレットをお配りしたり説明をさせていただいたりというようなことを、この2、3年行っています。今は、個人情報や情報公開ということに関心が高い方が地域の中にいらっしゃる時代です。そのなかで活動に支障が出

ないように、地域に関わる方々に対する啓発を今後も続けていきたいと思ひますし、検証して、さらに新たな取り組みを行いたいと思ひます。

(委員)

人と人との、顔と顔とが見える付き合いというのはすごく大事で、これからもどんどんやっていかなければならないことですが、今回のプログラムは「もっと活動していこう」というものだと思いますが、さて、これがメールマガジンになって配信するときに、いままで顔と顔が見えていい関係でいい情報であったのが、インターネットでやると、いろいろな中傷とか期待とか、真実以上のものが見えてしまう場合があり、情報がどんどん怪物のようになってしまうときがあるので、委託者というシステムを管理する方々は、そのことを十分考えていただきたいと思ひます。

(会長)

課長さん、感想などありましたらお願いします。

(地域振興課長)

今回の委託は、あくまでもホームページサーバーの運用の一体化ということでありまして、記事の内容については、区の職員が全部チェックいたします。載せる、載せないという判断は第一義的に区の職員、地域に張り付いている区の職員がやらせていただきます。メールマガジンについても、必要な情報、例えばイベントの情報が欲しいという方には、「何日に、この地域で夏祭りがありますよ」とか、そういった情報を配信するものです。口コミ情報というのは伝播性がありますので、当初、書き込みみたいなものも考えたのですが、やはり、委員がおっしゃるような懸念もあり、時期尚早ということで、今回は取り入れておりません。あくまでも地域の方々にとって有益になるような情報を、幅広く、とにかくどんどん情報を出していこうというのが今回の眼目ですので、その辺については十分認識してまいりたいと思ひます。

(委員)

まだ実際に行われていないので分かりませんが、情報は相当集まると思ひますよ。これは区の職員が一人でやるのですか。また、どのような基準で内容の確認、承認をするのでしょうか。薄々は分かりますが、大変難しいものもあるのではないかと思ひます。具体的に、写真などは確認しなくてはいけないと思ひますが、どのようにやるのですか。

(地域振興課長)

まず、団体の方々につきましては、一定の公益的、公共的団体の方々に登録をしていただき、そこでまずIDを付与する。ですから、記事とか、情報を送ってくる団体などは一定程度把握は出来ています。数的には、今、想定しているのは町会、自治会、ボランティア団体、生涯学習団体というのがありますけれども、各地域で大体200～300はあろうかと思ひます。そのうちの半分くらいは登録していただくと考えて90～150くらい。これは、運営してみないと分かりませんが、たぶん毎日情報を送ってくるというのではなく、ある程度の頻度という想定ですので、こちらを承認する職員は、正規職員が二人

と非常勤職員一人の3人セットで、一日1回まとめて内容を確認、承認していくような形をとります。IDを付与するときに、「こういう情報はダメです」というようなことは各登録団体に周知していますので、あまり無茶苦茶なものは来ないと想定していますが、その辺はきちんとした運営を心がけたいと思います。

(委員)

不適切な営業目的とかの場合を心配しているのですが。

(地域振興課長)

営業目的そのものの団体は登録できないという形で、「そもそも論」でやらせていただきたいと思います。ただ、営利団体ではあっても、物を売るとかではなく、純粋に公益的な部分での催しをやるというようなものについては、個別にご相談いただいて、職員が個々のケースで判断をするというようなことはあり得ると思います。

(委員)

私は、二つほどボランティアサークルに関わって活動をしています。いままで登録していましたが、問い合わせが1件もなかったのも、このように多くの方が見て、情報を得る機会があるというのは大変いいことだと思います。練馬区はいろいろなボランティアサークルを作るということをしていて、私は初めの頃から関わり、いまだにボランティアサークルを続けているという状況です。ただ、そのことに関しては、せっかく情報提供しているのに、なんの反応もないのは残念だなあと感じていました。もう一つ、地域の地区区民館を借りて活動していますが、昔はダメだった、ちょっと営利かなあというような団体も、部屋が空いていたとかで、例えば英語教室とかお子さんのリトミック教室とかが使用して、隣と壁一枚のところなのに、とても大きな声で活動している団体が増えてきています。若いお母さんたちが集まる場ですから大変いいことだなあと思うのですが、営利か非営利かが分かりにくい団体も許可されているのが現状です。それはそれでいいのですが、もう少し部屋の配置とか使う時間帯とかで配慮をしていただき、いい情報を流していただけたらうれしいなと思います。

(委員)

一つは、これは「地域情報ホームページ」というのを新しく作るという理解でいいんですね。「地域情報協力員」というのを新しく募集されて、地域団体が作成した情報というのはいっぱいあるのだろうと思いますが、それを新しく立ち上げたホームページに記載して、そのホームページから出されるメルマガジンを見たいという方を募集して、その方にメールを送るというシステムであるという理解でいいですか。そうすると、このメール配信希望者については、どのような運営になるのですか。メルマガの配信を受けたいという方については、3ページの絵でいえば、業者が直接管理していくということですか。メルマガの配信希望は誰でもいいですよ、そして一定のガードがかかった情報を誰にでも送りますよ、ということでもいいんですね。そのように考えると、委託する個人情報のところで、住所とか電話番号とか、何故こんなものが要るのだろうかと思いますね。営利目的だったら要

と思いますよ、アドレスだけだと心配ですからね。住所と電話番号は、何故要るのですか。個人の特定ということで要るのですか。そのところがよく分かりません。

(地域振興課長)

メルマガの登録だけであればメールアドレスを情報として入れていただければオーケーです。実は、今回モデル地区になりまして、メールマガジンについては使い勝手も含めて、実地検証という部分があります。将来的には、例えばイベントへの参加をメールのやりとりで出来ないかというような話がありまして、その部分の担保も含めて今回、住所と名前と電話番号も入れさせていただきました。ただし、必須項目ではありませんので、嫌ということであればメールマガジンについては十分に対応できます。

(委員)

分かりました。それから、これは書き込みが出来ないんですね。そのところは非常に大事だと思います。理由の分からない情報をいっぱい入れられて、抑制がなくなり大変なことになりますので、書き込みはされない方がよいと思います。

(委員)

メルマガ配信というのは、前からやっていたね。その配信中に、どれくらいの希望者なり、検索なりがあったのか。それから、今回の委託にあたり、なぜ職員が出来なくて委託になったのか、その理由です。あたらしいホームページをすることによって、人が足らなくなったからなのか、予算の関係なのか。何故委託化されたのか、その辺の経緯を知りたいのですが。

(地域振興課長)

区では既に「ねりメール」を配信していますが、そのコンテンツは一切使わずに、あくまでも地域情報ということで新たに立ち上げるという内容です。それから、地域の拠点に張り付く者が、情報の選択というか、承認、不承認はやらせていただくのですけれども、これについては基本的には正規職員二人、非常勤職員一人くらいでやるというような状況の中で、記事とか登録の情報を含めて、削除機能は職員にきちんと持たせますので、管理体制はしっかりやっていきたいと思います。

(委員)

以前のメルマガとはまるっきり違うということですが、何がどう違うのでしょうか。

(地域振興課長)

配信の中身が全く違います。内容が違います。

(委員)

それは、一つのものに統合は出来ないのですか。

(地域振興課長)

広報や防災など前々からあるメルマガを統合できないかという話がありますが、それを統合するとシステム上の費用がむしろ多くかかるということで、現実的に出来ていないということです。今回についても、配信する中身、コンテンツが全く違うという部分、それから今年度と来年度について、1カ所のモデル地域ということで、今後拡張していく考え方ですので、別システムを考えています。

(委員)

今予想している大体の検索件数はどれくらいですか。70万の人口に

対してどれくらいの件数が、検索され使われると考えているのでしょうか、パーセンテージはどれくらいで考えていますか。

(地域振興課長)

アクセス数、検索数というのは、こんなホームページが出来ましたというPRにかかってくる部分が多いかと思います。登録をしてもらう数あるいはメールマガジンの配信希望数としては、登録が1,500のいろいろな地域団体、メールマガジンについては、人口の1割程度70,000人の方々が登録をしていただければありがたいと皮算用しています。

(委員)

委託する事業と取扱う個人情報について、3ページのイメージ図のところですが、真ん中に「地域情報ホームページサーバー」がありますが、これは区ですか事業者ですか。

(地域振興課長)

事業者が管理します。

(委員)

電算結合は何と何を結合するのですか。

(地域振興課長)

電算結合自体については、この「地域情報ホームページサーバー」と区の職員のパソコンが結合するということです。

(委員)

受託する業者が取り扱う個人情報ですが、一つは練馬区が提供した管理個人情報、もう一つは業者自身が収集する個人情報の2種類ありますね。この絵の中で取扱う個人情報というのは、この受信というのは、メルマガ希望者の情報を業者が新たに収集するということですね。そして、この送信というのは、既に登録してある地域活動団体の情報を区から業者に渡すということですか。それで、これ以外は扱うということですね。そうすると、先ほど趣味だとか肩書きだとかの話がありましたけれども、これはこの中に入りますか。もう一つ、いろいろな情報がサーバーに蓄積されますが、その中で地域情報協力員がいろいろな取材をしてきますが、その情報はどのように制御するのですか。まず、趣味については、メールマガジンの配信サービスのときに、例えばその方々に合った講座、講習会のようなものが、また、それだけ必要だよという方がいるかも知れないので、カテゴライズしてチェックを入れていただいて、そういう部分だけの情報を送信する、ということを入れております。また、肩書きについては、地域活動団体の代表者であるとか会長であるとか、そういう部分が入ってくると思います。それから、地域情報協力員の活動とその制限についてですが、基本的に区の職員との連携なしでバラバラにやることはなく、一定の連絡調整を行いながらやるので、個人情報のなものについては事前に誓約書をとるなりの対応をしますし、基地配信のときには事前に区の職員と十分に調整がとれると考えています。

(地域振興課長)

(委員)

メルマガ希望者の趣味などを収集するのは結構なのですが、その場合には「取り扱う個人情報として、それをやっつけていいよ」と業者に言わないとだめです。これは取り扱い項目に入っていないので、収集してはいけない項目になります。地域情報協力員については分かりました。私が心配したのは、サーバーに地域情報を送る前に区の職員の方と調

整をして、不必要な個人情報排除ということであれば結構ですけれども、業者にそれをやらせるとなると、それはきついなと思いました。

(委員)

ホームページを立ち上げて情報交換、情報配信をするというのはいろいろなところでやっていますが、情報を一方的に出すだけではなかなか人は集まりませんし、メールマガジンの希望者も増えてこないと私は予想します。実際に、私もホームページを立ち上げてメールマガジンを配信したことがあります。3年間ほどやったのですが、やはり「メールマガジン」と「ホームページ」と「小冊子」、それと「ミニコミ」を如何に使うか、この4つをうまく具合に組み合わせることを考えないと、ただ情報を出すだけでは、最初は増えるかも知れませんが後で尻すぼみになります。もう一点は、私は、メールアドレスと個人の属性、男女、年齢別、趣味とか、そういう属性は収集してもいいのですが、氏名、住所、電話番号は絶対に収集すべきではないと思っています。そうすることによって、それを収集してサーバーに入れたとします。このサーバーのセキュリティーがしっかりしていたとしても、例えばNTTの登録者の情報が漏れたりしています。そういうリスクを背負って、そんなに得るものがあるのかということを考えると、メールアドレスと属性を得るだけで充分ではないかと思います。

(委員)

私の家族にあるところから取材があり、後日、使用した名前の字が違うことが分かりました。間違いを指摘したところ、事前の連絡やお詫びもなく、その会社の次長という人から「社内で修正しました。」との電話あっただけであり、憤慨しました。単に名前だけとはいっても、名前は立派な個人情報であり、社員が社内で共有する重要なものです。収集するだけでも大変なことで、間違いがないかどうかの確認とチェックはしっかりと行うべきであると思います。収集はしても確認とチェックはいつもおろそかになりがちです。カルテ一つでも名前が違うことにより大変なミスが起こることもあるので充分注意をしていたらと思います。

(委員)

先程、まずモデル地域を設定して、その実施状況を検証してから広げていくというお話でしたが、例えば、メルマガ希望者の登録はその設定地域に限定されるのか、それとも全区的なものとして誰でも登録できるのか、その辺の関係性がよく分からないのが一つと、システムの検証を行った結果、そのシステムを広げていくというその流れについてももう一度説明をお願いしたい。

(地域振興課長)

モデル地域は1か所で、この10月以降から来年の前半くらいまでにかけて検証しながら、さらに全区的な拡張に向けての検討を進めることにしています。再来年の26年度くらいから、準備が整ったところから入っていきたいと考えています。モデル地域で立ち上げるメルマガについては全区的なPRをどうするかは検討課題にはなりますが、他

の地域の方がぜひそういう配信をしてほしいということであれば、どなたでも配信を受けられる形にはなるかとは思いますが、ただ、地域限定の17分の1の地域の情報ですので、圏外の方々などちょっと遠く離れた地域の方々がそういう情報が必要かどうかというのは、今後の問題かなと思います。足並みが揃ってきて、全ての地域でホームページを立ち上げた時には、この地域とこの地域の情報が欲しいなどの取捨選択というのは自由にやっていただいているのかなあと考えています。

(委員)

最初のモデル地域として一つの地域を設定していく、その中で、全区的に色分けした段階では、どの地域の情報を知るかについては、購読者がそれぞれ選択するという形の流れであるということを知っていたわけですが、最初の段階で、どんな形で、モデル地域での実施の内容がどういう内容であるのかについては、全区的な話でもあるので、その点では最初のモデル地域として出発する際には、内容はどのようにやり取りされていくのか、区民の目でしっかりと確認していく作業が必要だと思います。最初の段階ではモデルケースとして区民の関心も高いと思いますのでメルマガの登録については広く門戸を開けておく必要があると思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

他にご意見はありませんか。これはいままでの議論を聞いていての感想ですが、今、氏名とか住所とか電話番号についてご意見が出ていましたので、まず、一つのエリアにモデル地区を設定してやっていくというお話で、それを全部に広げる段階で果たしてその、氏名、住所、電話番号が不可欠なのかどうかについても、今一度ご検討いただきながら広げていくというふうにお考えいただければ幸いです。今いくつか問題提起がありまして、氏名、住所、電話番号がどうしてもいるのかというご意見がありましたので、その辺がメルマガを実施していくプロセスでどうしても必要なのかというのが、実施したプロセスの中でさらに再検討しながら吟味していただければと、希望として申し上げます。他にご意見がなければ、これまでいろいろご意見をいただきましたが、それらのご意見を十分踏まえながら、資料1、資料2の問題については実施をしていただくということで、原案通り承認ということによろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

(会長)

それでは、ここで池田先生から一言いただきたいと思います。

(顧問)

所管課が地域振興課ということなので、地域振興についての考え方を一言述べさせていただきます。こういう問題が出てくる背景を見ると、我々の責任は非常に大きいと思います。この前の大震災の後、こういう言葉が流行りだしました。自助、共助、公助です。この3つの関係をどうするのか、あるいはどれが中心なのかというのを最近テレビなどでやっているのを聞いていますと、やはり自助中心という考え方が

(顧問)

強いようですね。自助中心は結構なのですが、そういうことを皆に言わせるようになった、行政のプロに言わせるようになったのは我々の責任なのではないかと思います。どういうことかと言いますと、戦後、新憲法が出来て今後の社会のあり方についての議論が始まったときに、自助の問題については憲法第13条に個人の尊厳があり、公助の問題については憲法第25条の生存権があります。この生存権については社会福祉や最低限度の生活の方に中心があって、公助と直ちには結びついてはいませんでした。しかし、例えばの話ですが、その当時の若い人は「我々は貯金をしなくてもいいんだ。だって、生活に困れば国が助けてくれるよ。」と言いました。そういう考え方が憲法の中から一般的に出てくるとすれば、これは大変な問題だなとその当時言っていました。我々の責任と言いましたが、「自助を中心に」という考え方を一番初めに述べられたのは宮沢俊義という憲法の先生なんですね。あの先生に責任は全然ないのですが、こういうことを言われたのが、その後社会に広がって誤解されるようになったのは、13条にいう個人の尊厳というのは個人主義のことであると明確に書いてあるんですね。ただしその後、全体主義を否定するという意味のことが書いてあります。後段の但し書きは忘れてしまって、個人主義が独り歩きを始めたのですね。これからの世の中は個人主義だ、個人主義でやっていて、それこそ生活の問題が出てきたときには、さっきの話ですが「一人でやれなくなったら国が面倒をみてくれるよ。」と、こういう話ですね。それから個人主義、個人主義ということが言われて建築様式までが変わってきましたね。それまでは、家族は一緒に生活をしていまして、田舎では囲炉裏を囲んで皆で食事をするというのが、都会では個室を作って子どもは個室の中に閉じこもりがちです。酷い例がありまして、東大のある職員ですが、自分の子供の首に紐を付けて一人で歩かせているという光景にぶつかったことがあります。何をしているんですか、どうしたんですかとい聞いたところ、これこそ個人主義であるとおっしゃいました。転んでも自分で起きなければいけないのですから、親は手助けをしてはいけないのだと、起きると紐で引っ張るんですよ。私は、それを見た時に、個人主義というのは、こういうふうに理解されるんだ、えらいことだ、と思ったことがありました。その後、憲法の専門家の間では、個人主義というのが中心になっていて、個人主義と基本的人権はイコールですが、それに対する反対意見として公共の福祉というのが出てきて、公共の福祉による制限はあるのではないかと、言われたのですが、憲法学者の大部分が、「公共の福祉は全体主義に繋がるからそれはいけないと、だから個人の尊厳、13条を中心に公共の福祉による制限というのはもっと別に考えていかなければいけない。」というのが、いわゆる専門家の風潮だったかと思っています。それがどうも社会に浸透してしまって、さっき私が言っ

(顧問)

た子どもに紐をくっつけてというようなこと、建築関係でいえば個室中心主義になりますね。そういう建築様式はいつごろから始まったかという、ギリシャ時代からです。ローマ、ポンペイなどの遺跡を見られた方はご存じかと思いますが、非常に個別的に出来ていますよね。これはヨーロッパの伝統で、個人主義の伝統はギリシャ、ローマ時代から始まっているわけです。それが、何故いままで続いてきたかという、城郭都市の中では、住民というのは移動しないのです。城と一緒に運命を共にする。こういう中での個人主義ですから、自助だけではだめで、公助も共助も必要だということは、ヨーロッパ人は肌身で感じているのです。これは個人で海外旅行をされて、あっちこっち一人で行かれると分かりますよ。例えば、私が道に迷って困っていると、声をかけてくれます。「どちらへいらっしゃるのですか。」「何か私に出来ることはありませんか。」と聞きに来るのです。私がうろうろしていると。共助の精神というのは、個人主義の本家であるヨーロッパにとっても自然に生活に根付いている。それが日本の場合は先ほど言いましたように、宮沢先生一人のせいにははいけませんけれども、「個人の尊厳は個人主義である。」と言ったその言葉だけが流行りだしてしまっただけですね。それで住宅は個室になり、子どもは部屋に入ったきり鍵をかけて出てこない、そんな中で子どもをどう育てたらよいか全く分からない、そういう子どもが今度は共助というものを覚えるわけですね。つまり共助の最初は家族で、それから地域、血縁関係と地縁関係ですね。この地縁関係まで戦後切ってしまったのです。血縁関係を切った理由は先ほど言った個人主義です。地縁関係を切った理由は皆さんご存知だと思いますが、例の隣組ですね。隣組は軍人の予備団体として、総動員しての防火訓練とかの経験も経ていますので、若い方はご存じないと思いますが、隣組に対する何というか恐怖感みたいなものがあり、共助自体についても拒否するという空気が日本社会の中に蔓延していった、だから自分でやれることはやる、困った時は政府に頼めばいいんだということで、共助が抜けちゃっているんですね。そこで今度の大地震、共助が生まれたじゃないかということで、今度は自助、共助、公助の3つがセットになって語られるようになってきたのです。ヨーロッパでは、この3つは当たり前です。共助というのは城郭都市の中で生活するとき、共助がなければその町は維持出来ません。ところが我々はそういう生活をやっていませんから、遺伝子の中に組み込まれていないのです。戦後ですね。農家にはあったのですが、都市住民にはないのです。日本の場合の城下町というのは、領民は動かずに領主だけが代わります。ヨーロッパの場合、領主と領民というのは運命共同体です。(戦争に負けた場合)町全部がパーになってしまいます。そういう経験を持っていませんので日本人の場合は家族共同体、地縁共同体、それに隣組ですね。それがパーになって

( 顧問 )

しまったら共助が抜けたのです。それが現状ですね。やっと共助の重要性に気が付いたのが今度の東日本大震災です。ところが日本の共助は、まだボランティアですよ。そういうことを好きな人だけがやっているというふうに見られている部分もあるくらいです。だけどボランティアというのは、一部の人だけでは共助にならないんですね。地縁がまずければ、最近はお祭りが盛んで、町おこしとかで一億円貰ったお金で建物を建てたりお祭りをしたりしているところがいっぱいありますが、しかし、意識の中で共助というものはあるのでしょうか。お盆で帰ってきてお祭りには参加するけれども、終わったら帰ってしまうわけですよ。若い人たちはね。そういう時は、すっかり共助が抜けているんですね。地域振興課というのは、まさしくそのところを今後何とかしていかなければいけない、そういう仕事ではないかと思っています。結論を申しますと、自助、自助って盛んに言われるのです。自助でだめだったら公助にすればいいんじゃないかと、だから生活保護世帯がどんどん増えているのです。働けるのに働きもしないで公助に頼る。共助がしっかりしていればそんな馬鹿な問題は起きないんですね。要するに、日本の現代社会においては、共助組織というのは全く抜けているんです。あつたにしても一部のボランティアの人だけでね。それを背景で支える理論、共助理論というものがありませんよ。これは共助組織というものをどうやって作っていくのかということと密接に絡んでいますのでね。情報公開と個人情報の関係で言えば、恐らく共助の方を重視していけば、個人情報はある程度犠牲にせざるを得ないのではないかなと思います。私は個人情報保護派ですが、日本の社会の現状を考えると、お互いに助け合うという社会ではありませんのでね。「隣は何をする人ぞ」という言葉がありますね。マンションに住んでいて、引っ越したけど誰が来たとのあいさつも来ないのがあたりまえみたいですけれども、こういう社会をどういうふうにして地域共同体として形作っていくかというのがこれからの区役所の重大な仕事になっていくのではないかなと思います。簡単に言いますと、地域社会に関する文化を変えなくてははいけません。文化というのは我々の体内の遺伝子としてずっと伝わってきているわけですね。共同体の遺伝子が、敗戦で新しい憲法が出来たために、それを捨てちゃったのではないかという不安というか、それを取り戻す方法を、私も人権派ですから言いたくないんですけども、個人の人権を重視するそういう中で地域共同体というものを如何にして再生していくかということが大問題ということで、新聞の論壇などに盛んに顔を出すメディア大好き人間もいますが、答えはちっとも出してくれていません。今の若い人たちにとっても答えは未解決だと思いますね。情報公開、個人情報保護との関係をどうするか。私も答えはありませんけれども、いい機会だと思いましたので、長くなりましたが一言述べさせていただきます

- (顧問) した。
- (会長) 顧問の貴重なお話を伺えるのも練馬区の審議会の特徴です。今のお話にありましたように、本日の諮問事項に関わる地域共同のテーマは、地域振興課が如何に重要な役割を担っているかということで、課長の今後のご奮闘を期待したいと思います。他に、副会長の方から何かありますか。
- (副会長) それでは一つ。個人主義というのは、例えば「俺は偉いんだ。」とか、「俺の権利が守られるべきなんだ。」というふうに多分日本人は考えているのではないかと思います。そうではないのだと思います。例えば、自分の利益を犠牲にしてまでも貴方の権利や自由を守るというように、他の人の権利を尊重するという、そういう人たちが集まった社会が多分、個人の人権が守られる社会なんだろうと思います。ところが、我々は、顧問がおっしゃられたような歴史を持たないもので、個人主義と言うのは自分の権利を声高に主張することなのだと考えている節があります。勿論、自分の権利や自由を自分で守るのは大事ですし、自分が尊重されるべき存在であるとも考えるのも大事ですが、それと同時に他人の権利や自由も同じように守らなければいけないという部分が、日本人の場合は少し薄いような気がしますね。それは、多分歴史的ないろんな経緯とか、革命で血を流して自由を奪い取ったような国とはやっぱりそこが違うのかなあというように、私はそのように思っています。
- (会長) ありがとうございます。それでは、諮問事項はこれくらいでまとめることにして、本日の報告事項に入らせていただきます。担当所管である情報公開課から説明をお願いします。
- (情報公開課長) 公文書公開請求における電子メールおよび電子メールに添付されたファイルの取扱いについて(案) 資料3に基づいて説明
- (会長) 情報公開課としてはかなり時間をかけて研究し、検討して出来た案だと思いますが、ご意見等がありましたらお願いします。
- (委員) ご苦労さまでした。内容の点ではなくて、多分これが実施されると、実際の行政、公務員の方ですね、いろんな反応をするし、業者に対して大きな影響があると思います。何らかの結論を得て実施していただくにしてもある一定の期間、一年でも二年でもいいですが、その時点での実施状況から、区民の方が困らないような運用をされるという意味で、見直し条項を入れるかどうかにはこだわりませんが、そういう趣旨での運用をしていただければという願いをしておきます。
- (会長) 他にありますか。
- (委員) メールのやり方について教えてください。皆さんは課アドレスと個人アドレスの両方を持っていますね。それをどういう区分けで使い分けていますか。それと保存期間ですが、パソコンから削除されたものは

対象としないということですが、保存期間は60日と決まっているのに、その前に削除するというのはどういうことなのか。もう一点、この部分については、出来上がったら、形式は問いませんが要綱なり訓令なり規則なりという形で制定するお考えでしょうか。以上3点についてお聞きします。

(情報公開課長)

まず、課アドレスと個人アドレスの件ですが、こういうふうにしなければならないという厳密な規定はありません。ただ、課として外部とやり取りをするときには、課の職としてやりますので、担当者名を入れての課アドレスになります。また、個人アドレスを使って外部とのやり取りというのも全くないわけでもありません。ですので、その部分については、運用上のところで、外部にメール発信するときには必ず上司の許可を得なければいけないとの制限がかかっているのですが、課アドレスにするのか個人アドレスにするのかというところでは、いろいろな使い方をしているというのが運用上の状況ではあります。これについては、情報政策の方でセキュリティーポリシーをとった形での基本ルールというがあるので、先に補足説明をお願いします。

(情報政策課長)

メールに使う、使わないという以前に、手で書いていた文書の時代にも、課で送る文書と個人で送る文書は実際に使い分けていました。全くそれと同じ感覚です。直接、個人の意見を知るために出すものと、一定程度整理されて課に正式に出すものということで、アナログ時代に我々が使っていた感覚と同じような形で、両方必要だということでご理解いただきたいと思います。また、保存の60日については、特に定めがあって60日にしたということではありません。これは、当初設定する時のシステムの話なので分かりにくいかも知れません。

(委員)

私が知りたいのは、60日が決まっているのにその前に削除しているという、そのことがよく分からないのです。

(情報政策課長)

私にもメールが一日に20～30通来ますけれども、件名をみただけで削除するものがあります。関係業者さんから来るメールで、単なるお知らせとか、既に知っている情報などは個々の判断により削除しています。ただ、基本的に削除しなければ60日間は残っていて、60日を過ぎると消えていきます。

(情報公開課長)

最後に、要綱にするのかどうかということですがけれども、これを全庁的にオーソライズして運用をしていく中で、実務上何か著しく支障を来すとか、理解が得られないうちに運用のルールだけが先にありきになってしまうというようなことになると真の意味で公開請求があった時に、正しいものが出せないとか色々なことがあろうかと思えます。まずは全庁の職員に対しても理解を求めていくというか啓発活動を進めていく中で、最終的に要綱でおさえるのか、運用の指針にするのか、基準にするのかというような形を考えております。ですが、今のところ、審議会でご意見をいただいたところでの運用方針というふうにご

このところで取扱いについてということで標題を書かせていただいていますけれども、先ずは審議会でご意見をいただいて、これでいいでしょうという形になれば、全庁に投げたうえで、当面は運用指針あるいは運用基準という形で運用をさせていただければと思っております。

(会長) 因みに文書の保存期間ということになると、それぞれの文書の性格によって違ったと思いますが何年でしたっけ。

(情報公開課長) 軽易なものと一年、それから三年、五年、十年、最長ですと永年というのがあります。公文書としてはそうなのですが、元々はツールとしての電子メールですので、それにはなかなか当てはまらないというところがあります。

(会長) 他にご意見等ありますか。

(副会長) 私は情報公開課から相談を受けた立場ですが、私が考えるこの基準の評価について法律家として申し上げたいと思います。メールが公文書に当たるかどうかという基準を考えるにあたって二つ大切な要素があると思います。一つは基準が明確であること。基準が不明確ですと、区役所の職員が勝手に、恣意的に「これは公文書。これは公文書ではない。」というふう到场当たりの判断がなされる危険性があるということ。職員を疑っているわけではなく、一般論としてそういうリスクがあるので、基準は出来るだけ明確で判断がまちまちにならない、恣意的な判断がされないというようなものでなければならぬということが先ず言えると思います。もう一つは、もっと大切なことですが、重要なメールが公文書から漏れるようなことがないかどうか、そういう観点も大切だと思います。そういう二つの観点で、今回、情報公開課が設定した基準を見ますと、課のアドレスあるいは3名以上のアドレスで共有しているようなメールというのは公文書に当たる、ただし、二人だけの間で共有しているようなメールと言うのは公文書に当たらないというふうな基準になるかと思えます。メールですから、一人で管理するというのはあり得ないわけです。最低限の単位が二人ですよ。ここで留まっているものは公文書には当たらない、それ以上に複数の、3名以上の人間あるいは課で管理しているものは公文書に当たるという考え方、これは非常に明確だと思います。それと、当然ながら3名以上で管理をされているメール、これはある程度の重要性があるというふう考えられます。ただ、2名で管理しているだけから重要ではないのかという疑問があるのですが、重要なメールであれば、恐らくは最初は二人で管理していても、そこからさらに上司に送られたり、他の課員に送られたりして普通は3名以上の共有状態になるであろうと考えてもよろしいかと思えます。そういう意味では、基準としてはそれなりに考えられたものであると思います。それと、重要なメールが公文書から漏れてないかどうかという観点からいいますと、

保存期間60日ということ、60日が経過するとメールが削除されてしまうという点に絞って言いますと、重要な文書が60日で削除されてしまったら公文書にならないので困ってしまうのではないかとこの疑念があるのですが、普通は60日以内でメールが削除される場合というのは、そこから発展したメールが新しく作成された場合だと思っ  
てですね。何も無い状態で重要なメールが削除されるということは普通では考えられなくて、60日を過ぎてあるメールが削除され、それが比較的重要であったとすれば、もっと発展したメールあるいは成熟したメールがやり取りされているのではないかと思います。公文書に当たるケースがほとんどだと思いますので、重要なメールが公文書から漏れていないかどうかという観点からいっても、保存期間で考える情報公開課の考え方と言うのは、それなりの合理性はあるのかなあと  
思っています。ただ、先ほど指摘されたように、こうでなければならぬとか百点満点とかいう基準は、あり得ません。なので、常に現状を見据えて、より良い基準を作っていくというような、そういう姿勢はとても大事ではないかと私自身も思います。

(会長)

参考になるかと思えます。他にありますか。

(委員)

3ページの下の個人から個人にメールされ、それがまた転送されたというケースですが、普通、上の方に書いてありますように、個人から個人の場合、最初に原文を送った個人は、そのメールについていわゆる公文書という認識がなく、転送された時点で突然公文書になるというのは、なんとなくそんなのはおかしいのかなという感じがします。例えば、受け取った個人が転送する時に、オリジナルな個人の方にCCのメールでも出せば、その時点で最初に送った個人は、自分が送ったメールは公文書になったんだなという認識になっていいのかなという感じがします。それと5ページの60日の件ですが、例えば、3月26日に請求されたので28日が公文書の期間となっていますが、その時にそれまでの時点のものがバックアップされると考えていいのですね。そして、その中から公文書が選ばれて請求者側に渡されたとする  
と、その時に削除されるんですか。しばらく置いておかれるのですか。その2点です。

(情報公開課長)

3ページの個人メールのCCについてはなるほどと思いました。多分そういった形で転送した時には、なんらかのリアクションは双方であると思  
います。ですので、その辺のところも検討に入れていただくことも視野に入れつつ、実際にどうなのかというようなところも含めてさらに進めていきたいと思  
います。それと最後のカレンダーのところの60日の件ですが、遡って60日目までのメールボックスのあったデータを一時吸い上げて保存してもらいます。それを公文書として全部プリントアウトを機械的にしていただきます。そういった作業になります。それが終わった時点では、負荷がかかってサーバーに

は置いておけませんので、違うホルダーに入れ、その後削除するという形になります。

(会長)

他にありますか。今の報告事項以外でも結構です。

(委員)

この審議会で、今日も情報公開制度なり個人情報について大変緻密で実務的あるいは理論的なお話をさせていただいてありがたいのですが、現場レベルでちょっと体験しましたので報告とお願いをさせていただきたいと思います。実は、先週、建築基準法に基づく公聴会というのがありまして、私は利害関係人だということで意見を述べられるということでまいりましたところ、全く資料とかが計画事案に付いていませんでした。ありませんかというお話をしたら、事前に各戸配布のポスティングをしているのでここでは説明できない、公聴会と説明会は違うので、事案についての質問は公聴会が終わってからやってくれという話でした。何か紙でもないんですかと言ったら、資料としてこういうのをいただきましたが、さすがにこれはひどいなと思ったのでしょう。後から図面を一枚頂戴しまして、それに基づいて賛成意見を述べさせていただきました。ただ、中身の話は後でもいいというのは結構ですが、公聴会の手続き、例えば、自分は利害関係人というのですが、どういう範囲が利害関係人なのかというお話をしたら、それは答えられないということでした。結局、一方的に意見を聴きおく場だという説明があったので、手続き的にそれがどうだという話は、後でまた教えていただこうと思うのですが、残念なことは、区の課長さんが3人おられて、そのほかに区の職員の方が十数人、利害関係人一人を取り巻いておられる中で、誰もこの情報公開条例第1条に「情報公開の総合的な推進」とか、「区政に関し区民に説明する責務を全うし、もって区政への区民参加を推進と区民の信頼の確保を図り、公正で開かれた区政を実現することを目的とする。」とあります。これは目的規定ですから何か行為を義務付けているわけではありませんが、こういった趣旨をもう少し現場で丁寧に説明するとか、理解されるとか、個別法体系でいろいろ制約があるのは分るのですが、もう少し丁寧な説明というのがあれば、情報公開制度以前の話としてその辺は考えていただきたいなということで、審議会に対して一つの事例報告をしました。事務局、所管課に対してはこの辺についていろいろとご指導なり趣旨についての全庁的な展開をお願いしたいという趣旨です。

(会長)

はい、分かりました。情報公開課から今の問題について、今の段階で何かコメントがありますか。

(情報公開課長)

委員からは事前に少しお話をさせていただいておりますが、状況を全て把握が出来ていません。今の時点では言えませんが、やはり、条例の趣旨や、また、区の職員はどこへ行っても同じような対応は求められると思いますので、こういったこと一つ一つを真摯に受け止めさせていただき、情報公開課としてお伝えしなければいけない事項があれ

ばご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

(会長)

このような点については、総務部長さんが出席していただいたときがよかったです。まだ、お見えではないですか。

(情報公開課長)

部長の方には、この事案については報告をしております。

(会長)

貴重な問題提起でした。他には特によろしいですか。それでは今日の審議事項および所定の報告事項は終了とさせていただきます。

## 資料1

## 地域活動支援拠点に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(練馬区個人情報保護条例第13条関係)

1 件名	地域情報ホームページ保守委託
2 委託内容	地域情報協力員が作成した記事や地域活動団体が作成した掲載依頼情報の受信および区職員承認後のホームページ掲載、メールマガジン配信希望者(以下、「メルマガ希望者」という。)へのメール配信を行うに当たり、サーバーやメール配信サービスを含むホームページシステムの保守管理等の維持について業務委託する。
3 委託先	ホームページシステム管理者 メール配信サービスを含む
4 委託開始年月	平成24年10月～
5 所管課名	区民生活事業本部 地域文化部 地域振興課
6 取り扱う個人情報	メルマガ希望者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス 地域活動団体の団体名、氏名、住所、電話番号
7 個人情報の保護	練馬区個人情報保護条例第13条および同条例施行規則第6条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。 添付資料「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託記録票(案) 省略</li> <li>・地域情報ホームページ イメージ図 省略</li> <li>・仕様書 省略</li> <li>・個人情報の保護および管理に関する特記事項 省略</li> <li>・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 省略</li> <li>・[概要版]練馬区における『地域の絆』を深める取り組み～(仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラム～(素案) 省略</li> </ul>

## 資料 2

## 地域活動支援拠点に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 業務登録名	地域活動支援拠点に関する業務
2 事業内容	地域情報協力員が作成した記事や地域活動団体が作成した掲載依頼情報およびメルマガジン配信希望者(以下、「メルマガ希望者」という。)の登録情報は、委託事業者が管理する地域情報ホームページサーバー(以下、「サーバー」という。)に送られる。区職員が記事・掲載依頼情報の内容確認や掲載承認、メルマガ希望者の登録情報削除を行うに当たり、サーバーとの電算結合が生じる。
3 現行処理および提供方法	新規の業務であり、現行は行っていない。
4 結合先	ホームページシステム管理者 メール配信サービスを含む
5 実施予定年月	平成 24 年 10 月
6 所管課名	区民生活事業本部 地域文化部 地域振興課
7 送受信する項目	受信する項目 4 項目 メルマガ希望者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス 送信する項目 4 項目 地域活動団体の団体名、氏名、住所、電話番号
8 個人情報の保護	【区が講じる保護措置】 練馬区情報セキュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。 (1) 業務を行う職員を指定し、職員の個別 ID とパスワードを用いて管理する。 (2) 住民情報システムとは接続できない。 【結合先が講じる保護措置】 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取り扱いに関する特記事項を遵守する。

9 添付資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・電算結合記録票（案） 省略</li></ul> <p>以下の資料は、地域活動支援拠点に関する業務に係る個人情報処理業務の委託の添付文書と同じ 省略</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域情報ホームページ イメージ図</li><li>・個人情報の保護および管理に関する特記事項</li><li>・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li></ul>
--------	--

平成24年9月5日  
総務部情報公開課

公文書公開請求における電子メールおよび電子メールに添付されたファイルの取扱いについて（案）

従来の紙媒体に代わる公文書としての特性や情報伝達の手段としての特性をあわせもつ電子メールと電子メールに添付されたファイル（以下、「メール」という。）についての基準を設け、その基準を満たすものを練馬区情報公開条例上の公文書（以下、「公文書」という。）とみなすことで、公正かつ円滑な公文書公開制度の運用を図る。

## 1 公文書の定義

実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、または取得した文書等であって、当該実施機関が管理しているものをいう。

下記の ～ を満たすものが公文書である。 の管理とは、課で、現に共有されている状態を指す。

実施機関の職員

自己の職務の範囲内において

事実上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）

当該実施機関が管理しているもの

## 2 共有の基準

保存状態

(1) アドレスの保存フォルダにおかれているもの

・課アドレス

課で共有されている状態である。

・個人アドレス

ア 2人の間だけのメールは当事者以外にその情報の存在を認識することが困難であることから、課で共有されている状態とは言えない。

イ 2人の中のメールを、どちらか一方が他の職員に転送した場合については、課で共有されている状態であるといえる。

ウ 複数の職員に同時に送信されたメールは、課で共有されている状態であるといえる。

(2) 課の共有フォルダに保存されたもの

課の共有フォルダに保存した場合は、課で共有されている状態であるといえる。

#### 内容

内容により公文書であるかの判断をする。

ア 計画や記録の草案の段階であっても、関係者に確認や意見を求めるなどの内容である場合は、組織的な管理をされている状態とみなす。(ただし、内容が未成熟な情報の段階に留まるものであると判断した場合については、公文書の対象であるが非公開決定となる。)

イ 伝達手段のツールとして用いたメールについては、公文書の対象からは除く。

### 3 保存期間

前提としてメールは、文書保存年限の規定外として考える。(送受信後60日を経過すると保存フォルダから削除されることから。)

前提を踏まえて、つぎのアおよびイにより共有されている状態であるかを判断する。

ア パソコン上削除されたもの(保存期間経過および保存期間中であってもメール削除を行ったもの)については、課で共有されている状態とは言えない。

イ 公文書公開請求が、執務時間外に電子申請で行われた場合には、請求日以後の直近の平日の時点において保存フォルダに存在しているものは、課で共有されている状態である。

### 4 参考資料

管理や内容、保存状態、送信先によるメールにおける公文書の定義 省略